

金沢市中心市街地活性化事業資金取扱要領

1 目的

この制度は、市街地再開発事業による建築物（以下「市街地再開発ビル」という。）及び市内中心市街地に、市内の中小企業者の出店を促進するため、その必要な資金の融資を行うことにより、本市の商業の振興を図ることを目的とする。

2 取扱金融機関

商工組合中央金庫、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山銀行、富山第一銀行、福邦銀行、金沢信用金庫、はくさん信用金庫、のと共栄信用金庫、興能信用金庫、石動信用金庫、金沢中央信用組合、石川県医師信用組合、三井住友銀行、みずほ銀行

3 融資対象者

原則として、市内に事業所を有し、1年以上引き続き事業を営んでいる中小企業者及び当該中小企業者を構成員とする組合であって、市税を完納している者

4 資金の用途

次のいずれかに該当する事業のうち市長の認定を受けた事業に係る資金とする（土地の購入資金を含む）。

① 市街地再開発ビルに出店するための事業資金

対象施設 次に掲げる市街地再開発事業による建築物

- ・金沢駅武蔵北地区第一種市街地再開発事業（第四工区）
- ・武蔵ヶ辻第四地区第一種市街地再開発事業

② 市内中心市街地に出店するための事業資金

対象地域 金沢市中心市街地活性化基本計画における中心市街地

5 出店する事業の内容

次のいずれかに該当するものとする。

- ① 小売業、飲食店及びサービス業（クリーニング、理容、美容、旅行代理店、写真取次店などを営むための店舗（但し、風俗営業または性風俗関連特殊営業を営むための施設は除く。）
- ② その他、当該対象施設、対象地域の活性化に資することができる市長が認める事業を営むための店舗

6 融資条件

- ① 融資限度額 1企業、1組合 1億円
- ② 融資期間 13年以内*（ほかに1年以内据置）
土地の購入を伴う事業にあっては、15年以内
- ③ 融資利率 別途、市長が定める
- ④ 担保・連帯保証人 取扱金融機関所定の扱いによる
- ⑤ 償還方法 元金均等償還

7 認定の手続

認定を受けようとする者は、事業認定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

8 融資の申込手続

融資を受けようとする者は、融資申込書（様式第3号）に市長が当該要綱に基づき交付する事業認定書の写しを添付のうえ、取扱金融機関へ申し込むものとする。

9 融資の報告等

- ① 取扱金融機関は、融資を実行したときは、直ちに市長に報告するものとする。
（別記様式 融資実行報告書）
- ② 取扱金融機関は、別に定める様式により、6月末、9月末、12月末、3月末現在の融資残高を各翌月の10日までに市長に報告するものとする。
- ③ 市長は、必要に応じ、融資を受けた者に対し、調査または指導をすることができるものとする。

10 融資対象の処分

融資の対象となったものは、融資金の全額を返還するまで、市長の認可を受けなければその運用を停止し、もしくは目的以外にこれを使用し、または譲渡、貸与、売却、設置場所の変更、改造その他の処分をしてはならない。

11 その他の事項

この取扱要領に定めるもののほか必要な事項は当該要綱に定めるところによる。

※令和6年度の緩和措置：10年以内 → 13年以内